

6月・9月・12月定例会

- (1) 一般質問の通告について
 - 定例会の初日から逆算して、約1ヶ月前とする。
- (2) 議案書の送付について
 - 定例会の初日から逆算して、約1週間前とする。
- (3) 一般質問の締め切りについて
 - 「6月・9月・12月定例会」は、一般質問は初日に行う。
 - 締切日は、定例会の初日から逆算して約8日前の正午とする。
- (4) 議会運営委員会について（1回目）
 - 定例会の初日から逆算して、約1週間前とする。
 - 会期は、概ね「1週間」を目安とする。
- (5) 議事日程表の送付について
 - 議会運営委員会終了後、早急に配信する。
- (6) 議会運営委員会報告（朝礼）について
 - 定例会初日の午前9時30分から、「議運結果」について委員長より報告する。
 - 2回目の委員会を開催した場合のみ、定例会最終日の午前9時30分から、「議運結果」について委員長より報告する。
- (7) 定例会初日について
 - 「6月・9月・12月定例会」の初日は、一般質問を中心とする。
 - 補正予算（案）に関連した条例の制定、改正、廃止等の提案説明、質疑、討論、採決についても、時間の許す範囲で初日に審議する。
- (8) 議会運営委員会について（2回目）
 - 追加議案の取り扱い等、必要がある場合のみ開催する。
- (9) 各委員会の開催について
 - 各委員会は、必要に応じて開催する。
- (10) 定例会最終日について
 - 最終日は、補正予算（案）の審議を中心とする。

(11) 決算認定について

決算認定は、9月の定例会とする。

提案理由説明後、休会中に議員全員協議会（決算勉強会）を開催し全ての決算（案）をこの方法で審議して、最終日に質疑・討論・採決を行う。